

平成 2 3 年度事務事業評価調書

平成 2 3 年度作成

平成 2 2 年度 実 施 事 業	事務事業名 住宅改修支援事業
----------------------	-----------------------

区分	番号	名 称						
章	1	やさしさと共生するまち						
節	3	誰もが安心して暮らせるまちをつくる						
施策	2	高齢者福祉の確立						
小分類	1	長寿社会の基盤づくり						
主要な施策	3	高齢者の生活基盤の整備						
事務事業番号	001	<table border="1" style="font-size: small;"> <tr> <td style="background-color: #f4cccc;">事務事業コード</td> <td>13213001</td> <td style="background-color: #f4cccc;">事業開始年度</td> <td>平成 1 2 年度</td> <td style="background-color: #f4cccc;">事業終了年度</td> <td>平成 - 年度</td> </tr> </table>	事務事業コード	13213001	事業開始年度	平成 1 2 年度	事業終了年度	平成 - 年度
事務事業コード	13213001	事業開始年度	平成 1 2 年度	事業終了年度	平成 - 年度			

会計種別	一般会計	予算書上の事務事業名	住宅改修支援事業費
------	------	------------	-----------

部 名	保健福祉部	グループ名	高齢・介護 G
-----	-------	-------	---------

統合前または名称変更前の事業名	
-----------------	--

事務事業の目的と成果

目的	<p style="background-color: #fff2cc;">（事務事業の実施目的を具体的に記載してください）</p> 住宅改修を希望する要介護認定者等に対し、介護保険制度の利用に関する助言を行う居宅介護支援事業者等を支援することにより、要介護認定者等が住み慣れた居宅での生活を維持し、高齢者の保健福祉の向上を図る。
手段（事業の内容・活動）	<p style="background-color: #fff2cc;">（目的を達成するためにどのような手法で行うのか、事業の概要を具体的に記載してください）</p> 介護サービスにおける住宅改修を行う際には、「住宅改修が必要な理由書」等が必要となっている。居宅介護支援の提供を受けていない要介護認定者等が住宅改修を行う場合に、「住宅改修が必要な理由書」を作成する介護支援専門員等に対し、作成手数料を支払う。
成果	<p style="background-color: #fff2cc;">（事務事業の実施成果を具体的に記載してください）</p> 要介護認定者等が住宅改修を行う場合に、改修内容や申請手続の円滑化が図られる。
根拠法令等	<p style="background-color: #fff2cc;">（事業を実施する際、根拠となる法令・条例・規則・要綱等の名称をすべて記載してください）</p> 介護保険法、登別市住宅改修支援事業取扱要領

指標の推移

区 分		単位	区分	22年度 実 績	23年度 目 標	24年度 目 標	25年度 目 標	26年度 目 標
成果 指標	住宅改修が必要な理由書の作成件数 （年度ベース）	件	目標値	30	30	30	30	30
			実績値	25				
			目標値					
			実績値					

事業費の推移

区 分		単位	22年度 決算	23年度 当初予算	24年度 見込	25年度 見込	26年度 見込	24～26 年度
事業の 財源内訳	国庫支出金 名称 地域支援事業交付金	千円	20	24	24	24	24	72
	道支出金 名称 地域支援事業交付金	千円	10	12	12	12	12	36
	地方債 名称	千円						0
	その他 名称	千円						0
	一般財源 名称	千円	20	24	24	24	24	72
合 計			50	60	60	60	60	180
(参考) 上記事業を実施する上で 必要となる人件費		職 員	千円	100	102			
		嘱 託 員	千円	0	0			
		臨時職員	千円	0	0			
		合 計		100	102			

担当グループによる事務事業評価の内容

1. 事務事業の妥当性について			
今後も市が事業主体として実施していくことは妥当ですか？	→	妥当である 妥当ではない	→ 妥当である理由、妥当ではない理由は何ですか？ 介護保険法における地域支援事業（任意事業）に位置づけられた事業であり、国費40%、道費20%を財源としている。
2. 事務事業の成果について			
成果はあがっていますか？	→	成果があがっている どちらかといえばあがっている 成果があがらない	→ 成果があがっている理由、あがらない理由は何ですか？ 要介護認定者等が住宅改修を行う場合に、改修内容や申請手続きの円滑化が図られた。
3. 事務事業の成果向上について			
成果を向上させることはできますか？	→	大きく向上させることができる 少し向上させることができる 向上させることはできない	→ どのようにして向上させますか？ 向上させることができない理由は何ですか？ 要介護認定者等の住宅改修については増加傾向にある。
4. 事務事業の経済性・効率性について			
成果を落とさずにコスト（予算や人工、所要時間）を削減することはできますか？	→	削減できる 削減できない	→ どのような方法でコストを削減しますか？ 削減できない理由は何ですか？ 手数料のみの予算計上であり、また人工、所要時間についても最低限の事務量となっている。

担当グループによる評価

維持	左記の評価を選択した具体的な理由（根拠）	居宅介護支援の提供を受けていない要介護認定者等の住宅改修については増加傾向にあり、改修内容や申請手続きの円滑化が図られるなど、必要性は高い。
-----------	----------------------	--

総合的な評価（当該事務事業の方向性）

維持	備考
-----------	----

評価の種類

- 拡大（事務事業の規模や経費を拡大し、これまで以上に強力に推進する事務事業）
- 維持（現状の対象や目指す姿、手段などに変更が無く、今後も実施する事務事業）
- 改善（現状の手段や経費などを見直し、成果指標の向上等を行う必要がある事務事業）
- 休止（暫定的に休止する事務事業）
- 終了（当初から決められていた事業期間が終了または成果品等が完成し、目的を果たした事務事業）
- 廃止（当該事務事業の予定を変更し、廃止する事務事業）